**平成２２年（フ）第２０４号**
群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩194番地
破産者　クリハ工業株式会社
1　決定年月日　平成25年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

**平成２５年（フ）第１４０号**
愛知県一宮市西大海道字下宮20番地の２
破産者　有限会社鈴壱エンタープライズ
1　決定年月日　平成25年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２４年（フ）第２１６号**
愛知県豊川市蔵子６丁目３番地の８
破産者　サンワ産業有限会社
1　決定年月日　平成25年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２３年（フ）第２４号**
鳥取県鳥取市鹿野町鹿野76番地
破産者　株式会社三栄
1　決定年月日　平成25年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第３６号**
熊本県水俣市袋2662番地２　西ノ浦団地４番404号、前住所熊本県葦北郡津奈木町大字津奈木1364番地３
破産者　濵田　浩二
1　決定年月日　平成25年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所八代支部

## 破産手続終結

**平成２３年（フ）第９９号**
埼玉県越谷市大字船渡2084番地
破産者　浅子工業株式会社
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第１７９号**
埼玉県草加市花栗４丁目23番30号
破産者　有限会社ユウ・テック
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第１８０号**
埼玉県草加市旭町１丁目４番21―402号
破産者　株式会社北斗
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第２１号**
熊本県球磨郡球磨村大字渡乙401番地
破産者　平根建設株式会社
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所人吉支部

**平成２２年（フ）第２０５号**
群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩195番地
破産者　栗原工業株式会社
1　決定年月日　平成25年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

**平成２４年（フ）第６０５号**
神奈川県平塚市中原１丁目13番11号
破産者　株式会社アーネスト
1　決定年月日　平成25年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第２８６号**
富山市下野16番地富山市新産業支援センター３階
破産者　株式会社サイト
1　決定年月日　平成25年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２５年（フ）第７号**
栃木県足利市江川町１丁目11番地15
破産者　堀越　政邦
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２４年（フ）第２０４６号**
福岡県春日市須玖北９丁目63番地Ｎ３ハイツ105号、前住所福岡県春日市須玖南５丁目６番地
破産者　久保あゆみ（旧氏名久保歩美・中嶋あゆみ）
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第３２３号**
函館市富岡町２丁目52番18号
破産者　鶴見　明美
1　決定年月日　平成25年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

**平成２４年（フ）第４４号**
兵庫県南あわじ市賀集福井560番地　南淡路病院内、住民票上の住所兵庫県南あわじ市神代地頭方732番地
破産者　宮本青果こと　宮本　泰孝
1　決定年月日　平成25年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２４年（フ）第４５号**
兵庫県南あわじ市神代地頭方732番地
破産者　宮本　　修
1　決定年月日　平成25年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２４年（フ）第６９号**
兵庫県洲本市本町６丁目３番23号
破産者　新田　　純
1　決定年月日　平成25年７月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２４年（フ）第１４６１号**
福岡県糸島市潤４丁目14番２号、破産手続開始決定時の住所福岡県糸島市二丈吉井3509番地６
破産者　田中れい子
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部